

人流データ活用による観光動向調査・分析業務委託 公募型企画コンペ実施要項

1 業務の概要

(1) 業務名

人流データ活用による観光動向調査・分析業務委託

(2) 目的

当該業務は、「熊本市観光マーケティング戦略（令和6年（2024年）3月策定）」に基づき、市場調査に基づく施策の検証・検討を行うため、スマートフォンの位置情報による人流データを活用した観光客の動態把握・分析を行うもの。

(3) 業務内容

基本仕様書のとおり

(4) 履行場所

委託者の指定する場所

(5) 履行期間

契約締結日から令和8年（2026年）3月31日まで

(6) 提案上限額

8,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

提案内容に関わらず、この上限額を超える提案は無効とする。

2 担当部局

熊本市観光政策課

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号

電話：096-328-2393（直通）

ファックス：096-353-2731

電子メール：kankouseisaku@city.kumamoto.lg.jp

3 スケジュール

内容	日程
実施公告	令和7年（2025年）8月27日（水）
実施要項等交付期間	令和7年（2025年）8月27日（水）から 令和7年（2025年）9月8日（月）まで
参加表明書の提出期限	令和7年（2025年）9月8日（月）

質問書の提出期限	令和7年（2025年）9月 9日（火）
参加資格決定通知	令和7年（2025年）9月 9日（火） 発送予定
質問書の回答期限	令和7年（2025年）9月12日（金）
企画提案書の提出期限	令和7年（2025年）9月19日（金）
ヒアリング審査	令和7年（2025年）9月25日（木） 予定
選定結果通知	令和7年（2025年）9月29日（月） 予定
契約締結	令和7年（2025年）10月上旬 予定

※参加表明者の数によりスケジュールを変更する場合がある。

4 参加資格要件

本業務に係る企画提案に参加できる者は、次の要件をすべて満たす者であること。

- (1) 熊本市業務委託契約等に係る競争入札等参加資格審査申請書を提出し、熊本市業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱（平成20年告示第731号）第5条に規定する参加資格者名簿に登録されている者であること。さらに、業種として、第1分類「(7)調査業務」・第2分類「⑤市場・世論調査」業務での登録をしていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続の開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、それぞれ更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- (4) 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成18年告示第105号）第3条第1号の規定に該当しないこと。
- (5) 熊本市から熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱（平成21年告示第199号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 消費税及び地方消費税並びに本市市税の滞納がないこと（新型コロナウイルス感染症等の影響により、税の徴収猶予を受けている者を含む。）。
- (7) 業として本件企画コンペに付する契約に係る業務を営んでいること。
- (8) 過去3年の間、本市との契約において、違反又は不誠実な行為を行った者であって契約の相手方として不適当と市長が認めるものでないこと。
- (9) 本件企画コンペに事業協同組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）

第3条に規定する事業協同組合をいう。以下同じ。)として参加表明書を提出した場合、その組合員は単体として、参加表明書を提出することはできない。本件企画コンペに事業協同組合として参加する場合は、業務を担当する組合員も併せて(5)の要件を満たす者であること。

5 公募型企画コンペ実施要項及び関係書類の配布

(1) 配布方法

熊本市ホームページに掲載するほか、2の担当部局において配布する。郵送又は電送（ファックス、電子メール等）による交付は行わない。

(2) 配布期間

令和7年（2025年）8月27日（水）から令和7年（2025年）9月8日（月）の午前9時から午後5時までとする。

※熊本市の休日及び期限の特例を定める条例（平成元年条例第32号）第1条に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。

6 参加表明書等の提出

本件企画コンペの参加希望者は、参加表明書及びその他の必要書類（以下「参加表明書等」という。）を提出し、参加資格の有無について市長の確認を受けなければならない。

(1) 提出先

2の担当部局

(2) 提出期間・提出時間

令和7年（2025年）8月27日（水）から令和7年（2025年）9月8日（月）まで（休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

(3) 提出書類

ア 参加表明書（様式第1号）

イ 参加資格審査調書（様式第2号）

ウ 業務経歴書（様式第3号）

(4) 提出部数

1部とする。

(5) 提出方法

持参、郵送または電送（ファックス、電子メール等）により提出すること。郵送する場合

合は、一般書留又は簡易書留のような送達記録が残る方法によることとし送達記録が確認できない方法により郵送されたものは受け付けない。電送（ファックス、電子メール等）により提出する場合は、必ず電話で着信を確認すること。

(6) 参加資格の確認

参加資格の確認は、参加表明書等の提出期限の日をもって行うものとし、結果（参加資格がないと認めた場合はその理由も含む。）については、書面により通知する。

(7) 参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

ア 参加資格がない旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、市長に対して参加資格がないと認めた理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

イ 市長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

7 説明会

説明会は実施しない。

8 基本仕様書等に対する質問

(1) 基本仕様書等に対する質問がある場合は、質問書（様式第4号）で行うこととし、2の担当部局に持参、ファックス又は電子メールにて提出すること。ただし、ファックス、電子メールの場合は、必ず電話で着信を確認すること。

(2) 質問の受付は、令和7年（2025年）8月27日（水）から令和7年（2025年）9月9日（火）までの午前9時から午後5時までとする。

(3) (1)の質問書に対する回答は、次のとおり閲覧に供する。なお、熊本市ホームページにも掲載する。

ア 閲覧期間

令和7年（2025年）9月12日（金）までに開始し、令和7年（2025年）9月19日（金）までとする。

イ 閲覧場所

2の担当部局

9 企画コンペに参加する者が1者である場合の措置

参加する者が1者である場合は、再度公告して参加表明書等の提出期限を延長するものとする。

る。この場合、必要に応じて案件に係る参加資格の変更又は履行期間の変更を行うことがある。

10 提案書等の提出

6(6)の通知により参加資格があると確認された者は、以下のとおり企画提案提出書及びその他の必要書類（以下「提案書等」という。）を提出すること。

(1) 提出先

2の担当部局

(2) 提出期限

令和7年（2025年）9月19日（金）午後5時まで

なお、郵送の場合は9月19日（金）までに必着とする。また、不慮の事故による紛失又は遅配は考慮しない。

(3) 提出書類

ア 企画提案提出書（様式第5号）

イ 業務の実施体制（様式第6号）

ウ 企画提案書のポイント（様式第8号）

エ 企画提案書（様式自由）

オ 概算見積書（様式自由）

(4) 提出部数

ア 正本1部（添付書類を含め、参加者名がわかるもの）

イ 副本1部（10(3)アは不要。また、添付書類を含め、正本から社名及び社名を類推できる表現・ロゴ等を外すこと。業務実績についても社名は伏せて記載すること。）

(5) 提出書類等の仕様

ア 提案書等はA4サイズとする。また、図面等A4サイズより大きな書類がある場合はA4サイズに折り込むこと。

イ 概算見積書には、業務項目ごとの内訳を記載すること。

(6) 提出方法

持参又は郵送により提出することに加え、電子メールによる提出も必須とする。

なお、郵送する場合は一般書留又は簡易書留によることとし、提出期限内必着とする。

(7) その他

ア 提出された提案書等は返却しない。

イ 提出する提案は企画コンペ参加者1者につき1提案とし、提出期限後における提案書等の追加、差し替え及び再提出は認めない。

ウ 6 (6) の参加資格の確認により企画提案への参加資格がないと認めた者が提出した企画提案書等は無効とする。

1 1 業者選定の手順

- (1) 業者の選定にあたっては、書類審査及びヒアリングを行う。
- (2) 書類審査及びヒアリングの評価は、熊本市が設置する人流データ活用による観光動向調査・分析業務委託事業者選定審査会（以下、「審査会」という。）において行い、その評価点を参考に総合的に審査して1 者を選定する。
- (3) ヒアリングについて
 - ア 日時は令和7 年（2 0 2 5 年）9 月2 5 日（木）を予定。
 - イ 出席者は、2 名以内とする。
 - ウ ヒアリングは、非公開とする。
 - エ ヒアリング時間は、2 5 分以内を予定する。
 - オ ヒアリングに参加しない場合は、受託意思がないものとみなし、原則として選定しないものとする。ただし、交通機関の事故等やむをえない理由により出席できない場合はこの限りでないので、該当する場合はその理由を書面（様式は自由）にて提出すること。
 - カ 結果については、コンペ参加者に対して郵送により通知する。
 - ※ 参加者数により変更の可能性が有る。
 - ※ 場所、時間については別途通知する。
 - ※ 最初1 5 分以内でコンペ参加者による説明の後、審査会委員による質疑を1 0 分以内で行う。

1 2 書類審査及びヒアリングの評価基準

評価項目及び合計配点、評価基準は、「人流データ活用による観光動向調査・分析業務委託事業者選定審査会 審査基準」のとおりとする。

1 3 受託候補者の決定

- (1) コンペ参加者の中から、審査会での書類審査及びヒアリングの点数により受託候補者を決定する。
- (2) 最高得点の者が辞退その他の理由で契約交渉ができない場合は、次点のものと契約交渉

を行う。

1 4 企画コンペ審査結果の公表に関する事項

契約候補者を決定した場合は、担当課での閲覧及び熊本市ホームページにより次の事項を公表するものとする。

- (1) 提案者の商号又は名称（ただし、提案者が2者であった場合は、契約候補者の商号又は名称のみ表示）
- (2) 提案者（契約候補者のみ商号又は名称を表示）の評価点

1 5 契約候補者として選定されなかった者に対する理由の説明

- (1) 契約候補者とならなかった者は、契約候補者の公表を行った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、市長に対して契約候補者として選定されなかった理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
- (2) 市長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

1 6 仕様の詳細に係る協議

- (1) 本業務委託に係る仕様の詳細については、契約候補者の提案書に記載された提案内容をもとに、契約候補者と協議を行い、市にて決定するものとする。この場合において、提案書に記載した提案内容について、契約候補者からの変更は原則として認めないものとする。ただし、市に不利にならない変更であって、コンペ方式の審査の公平性、透明性及び競争性に影響を及ぼさないものとして市が認めるものについては、この限りではない。
- (2) 契約候補者と協議が調わなかった場合は、契約次点候補者を新たな契約候補者として仕様の詳細について協議を行うものとする。この場合における当該契約次点候補者の提案内容の取扱いについても1 6 (1)と同様とする。
- (3) 契約候補者と協議が調った場合は、契約候補者は当該仕様に基づき、見積書を提出するものとし、予定価格の制限の範囲内で市と契約を締結するものとする。

1 7 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出期限を過ぎて技術提案書が提出された場合

- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 著しく信義に反する行為を起こした場合
- (4) 「4 参加資格要件」のいずれかの要件を満たさなくなった場合
- (5) 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

18 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 契約保証金

熊本市契約事務取扱規則第22条の定めるところにより、契約候補者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結の時までに納付すること。ただし、利付国債の提供又は金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、次に掲げる場合においては、契約保証金を免除とする。

ア 保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を結び、保証証券を契約締結の時までに提出したとき。

イ 過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上誠実に履行し、このことを証するため、発注者の証明（ただし、契約書の写しに発注者が契約の適正な履行完了を認めた書類の写しを添えても可。）を提出したとき。

- (3) 契約書（案）

熊本市ホームページへ掲載するほか、2の担当部局で閲覧に供する。

- (4) 参加表明書等に関する事項

ア 提出期限までに参加表明書等及び提案書等を提出しなかった場合は参加者として認められないものとする。

イ 参加表明書等及び提案書等の作成及び提出並びにヒアリングに係る費用は、提出者の負担とする。

ウ 提出された参加表明書等及び提案書等は、返却しない。なお、熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号）の規定により、開示する場合がある。

エ 提出された参加表明書等及び提案書等は、参加資格の確認及び提案内容の評価以外に提出者に無断で使用しない。

オ 提出期限後における参加表明書等及び提案書等の追加、差し替え及び再提出は認めない。

カ 参加表明書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、この参加表明書等を無効とし、参加資格の取消し、契約候補者決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置を

とるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。

キ 提案書等に虚偽記載等明らかに悪質な行為があると認められる場合は、この提案書等を無効とし、契約候補者決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。

- (5) 参加資格の確認を行った日の翌日から契約候補者決定までの間に、参加資格があると認めた者が参加資格がないものと判明した場合は、参加資格確認の通知を理由を付して取り消すものとする。この取り消しの通知を受けた者は、通知を受け取った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、市長に対して参加資格がないと認めた理由を、書面により説明を求めることができる。
- (6) 契約候補者の決定後契約締結までの間に、契約候補者が4に規定する参加資格を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことができるものとする。
- (7) 申請書類等は、黒色のペンまたはボールペンで記入すること。（消えるボールペンは不可）
- (8) 参加申請手続きを行った後、都合により企画提案に参加しないこととなった者は、参加辞退届（様式第7号）を提出すること。